

## 京都市情報公開・個人情報保護審議会の概要

京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、京都市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び京都市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）等に基づき以下の調査・審議等を行う。

1 公文書の公開及び管理に関する制度・運営に関する重要事項及び当該制度の改善について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、実施機関に対し意見を述べること。

2 個人情報の保護に関する制度・運営に関する重要事項及び当該制度の改善について、実施機関又は市会の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、実施機関又は市会に対し意見を述べること。

ここには、「特定個人情報保護評価書<sup>\*</sup>の第三者点検について、実施機関から提出された評価書に対し意見を述べること」も含まれる。

### ※ 特定個人情報保護評価書とは

個人番号（マイナンバー）を利用する事務ごとに、個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを、評価書にて宣言（公表）するもの。住民等の意見聴取及び第三者点検を行った後に、個人情報保護委員会へ提出及び公表することが義務付けられている。

3 公文書公開請求に対し、当該請求に係る公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否したことについて実施機関から報告を受けた場合に、意見を述べること。

4 保有個人情報開示請求に対し、裁量的開示又は当該請求に係る公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否したことについて実施機関又は議長から報告を受けた場合に、意見を述べること。

5 保有個人情報利用停止請求に対し、利用停止をしない決定をしたことについて実施機関又は議長から報告を受けた場合に、意見を述べること。

- 6 審査請求に係る実施機関又は市会からの諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、これらの審査請求に関し、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第2章第3節において審査庁が行うこととされている審理手続を行うこと。